

一般社団法人日本脳神経超音波学会 認定脳神経超音波検査士制度

(2008年4月25日制定)

(2009年7月10日改訂)

(2010年7月8日改訂)

(2011年7月7日改訂)

(2015年6月4日改訂)

(2016年6月2日改訂)

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は、神経科学に関連した超音波医学の進歩発展に伴い、一般社団法人日本脳神経超音波学会(以下「本会」という)が、本領域に関連する超音波検査の優れた技能を有する医師もしくはコメディカルスタッフを専門の検査士として認定し、神経科学に関連した超音波医学の向上を図り、もって国民の医療と福祉に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 前項において認定する専門の検査士は、一般社団法人日本脳神経超音波学会 認定脳神経超音波検査士(英文名 Registered Neurosonographer, 略称”RNS”) (以下「脳神経超音波検査士」という)。

(運営機関)

第3条 この制度の維持と運営には、一般社団法人日本脳神経超音波学会 資格認定委員会(以下「本委員会」)が当たる。

第4条 本委員会には、委員長と委員長が任命した委員より構成される。

第2章 脳神経超音波検査士の認定

(認定)

第5条 脳神経超音波検査士の認定は、筆記試験および実技試験(口頭試問を含む)により行い、本委員会で適否を判定することにより決定する。

2. 筆記試験の出題範囲は、脳神経超音波検査に関する全般的な内容とする。その、詳細については、脳神経超音波検査士認定試験施行規則に定める。

3. 実技試験は、頸部超音波検査および経頭蓋超音波検査(transcranial Doppler 法を含む)とする。その、詳細については、脳神経超音波検査士認定試験施行規則と実技試験施行細則に定める。

4. 本会理事長は、本委員会が適格と判定したものを、脳神経超音波検査士と認定し、認定証を交付する。また本委員会委員長は、脳神経超音波検査士認定者を、本会理事会に報告する義務がある。

5. 認定料は、10,000円とする。

(資格)

第 6 条 脳神経超音波検査士認定を希望するものは、以下の条件を全て満たしていなければならない。

1) 日本国の医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師・准看護師の何れかの免許を有し、人格及び見識を備えていること。

2) 本会の医師もしくはコメディカル会員であること。

3) 脳神経超音波検査(頸部・経頭蓋超音波検査など)の必要十分な経験を有すること。

(申請)

第 7 条 脳神経超音波検査士の認定を受けようとする者は、以下の書類を本会事務局に提出する。

1) 受験申請書

2) 受験料払込料票のコピー

3) 顔写真(無帽、上半身、3x4cmの大きさで、カラーの鮮明なもの)

4) 日本国の医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師・准看護師の何れかの免許のコピー

5) 実際の診断に関与した脳神経超音波検査(頸部・経頭蓋超音波検査など)50 例を記載した所定の資格申請用症例報告書。その内訳は、正常例のみならず症例を含むこと。頸部超音波検査と経頭蓋超音波検査の割合は問わないが、必ず両者を含めること(頸部では、総頸動脈、椎骨動脈、内頸動脈を含み、経頭蓋検査では前・中・後大脳動脈、椎骨・脳底動脈なども含めること)。

2. 受験料は 10,000 円とする。払い込んだ受験料については、いかなる理由によっても返還しない。

ただし、当該年度までに会費の未納があった会員の受験料については、これを未納の会費に充当することが出来る。受験の申し込みをした後に、規定の期間内の会費未納が確認された受験希望者については当該年度の受験を認めない。

第 7 条の 2(移行措置)

第 3 回認定試験までは、既に十分な実務経験があると判断される者に対して、学術業績を考慮し、筆記試験および実技試験(口頭試問を含む)の省略を行う。ただし、移行措置による認定を受けようとする者は、受験の年度を含め、本会に正会員もしくはコメディカル会員として 5 年以上連続して入会しており、会費を完納した者に限る。

考慮される学術業績は、脳神経超音波領域に関する学会および研究会(詳細については、脳神経超音波検査士認定試験施行規則に定める)における筆頭者での 5 回以上の発表、かつ筆頭著者論文発表 1 編以上とする。

移行措置による資格認定を受けようとする者は、本法第 7 条の 1. から 5. の書類に加えて、以下の書類をあわせて提出するものとする。

6) 学会もしくは研究会の公式の抄録とプログラムのコピー(抄録のない場合は、プロ

グラムのみでも可能)。ただし、発表した学会または研究会の正式な名称、開催日時、開催場所等が確認できる部分のコピーを必ず添えること。論文発表の場合は、その別刷りもしくは、その図表、引用文献を含む全文のコピー。

第3章 脳神経超音波検査士の資格の更新と喪失 (更新)

第8条 脳神経超音波検査士は、認定を受けた年から5年を経る時に、資格更新の認定を受けなければならない。

2) 資格認定の更新には、当該5年間における、本委員会が指定する学会もしくは研究会等への出席、および学会発表もしくは論文発表等の一定の研修実績を証する書類とともに資格更新手続きの費用として10,000円を本会に払い込むことを要する。

3) 前項の学会もしくは研究会とは、以下のものをいう。ただし、その他の脳神経超音波もしくは関連の学会・研究会については、本委員会で協議の上認めることとする。

日本脳神経超音波学会、日本栓子検出と治療学会、The Neurosonology Research Group of the World Federation of Neurology (NSRG)、The European Society of Neurosonology and Cerebral Hemodynamics (ESNCH)、The American Society of Neuroimaging (ASN)、日本超音波医学会、日本超音波検査学会、日本脳卒中学会、日本脳卒中の外科学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、日本医学会総会、スパズムシンポジウム、日本血管外科学会、日本脈管学会、日本静脈学会、日本脳ドック学会、日本脳循環代謝学会、日本脳神経CI学会、日本脳神経モニタリング学会、京都脳神経・脈管超音波研究会、九州脳神経・脈管超音波研究会、神奈川脳神経・血管超音波セミナー、東京脳神経脈管超音波研究会、International Stroke Conference (ISC)

(喪失)

第9条 脳神経超音波検査士は、以下の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 脳神経超音波検査士としての資格を辞退したとき
- 2) 資格更新の申請を行わなかったとき
- 3) 資格更新が認められなかったとき
- 4) 本会の会員としての資格を喪失したとき
- 5) 第6条第1項に規定する条件を失ったとき

ただし、満65歳以上の者については、この更新規定は適用しない。

(取り消し)

第10条 本会理事長は、脳神経超音波検査士としてふさわしくない行為のあった者に対して、本委員会および本会理事会の議を経て脳神経超音波検査士の資格を取り消すことが出来る。

第4章 補則 (改廃)

第11条 この規則の改廃は、本会理事会の承認を得なければならない。

第12条 この規則の施行に当たっての諸規定は、別に定める。